

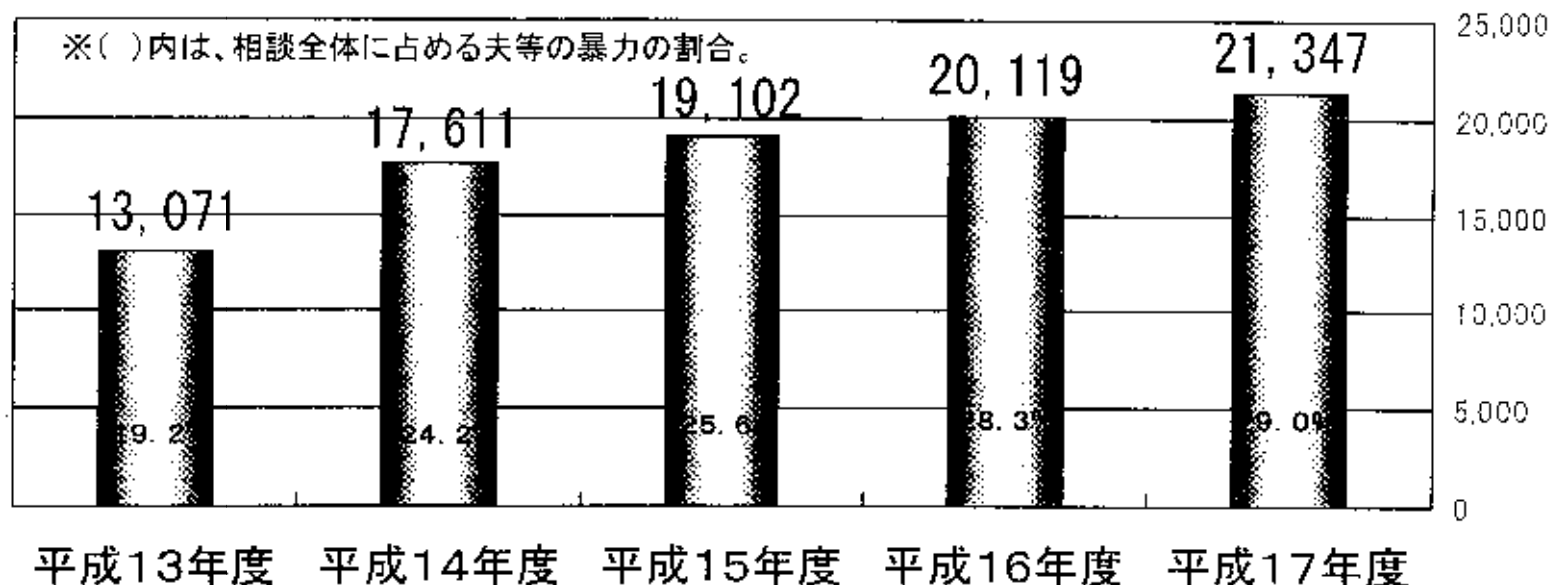
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後
の状況について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

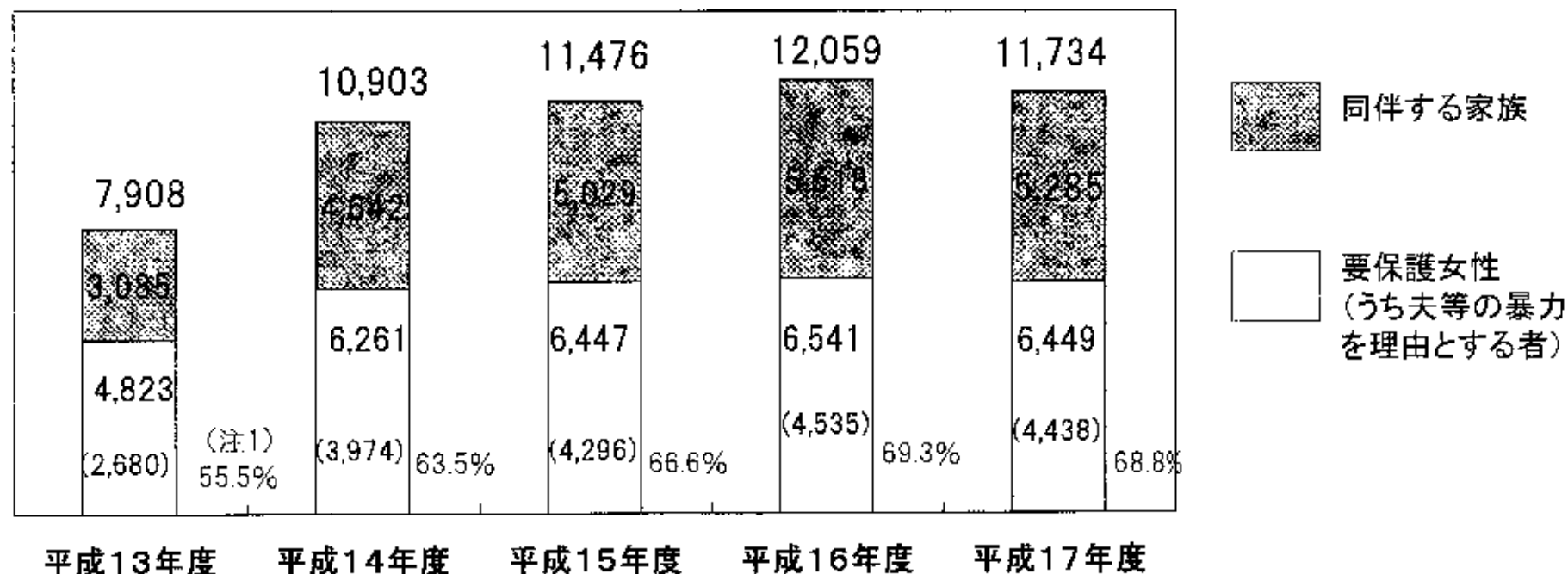


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により、一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 要保護女性の平均在所日数は14.9日(平成17年度)

(件数)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託

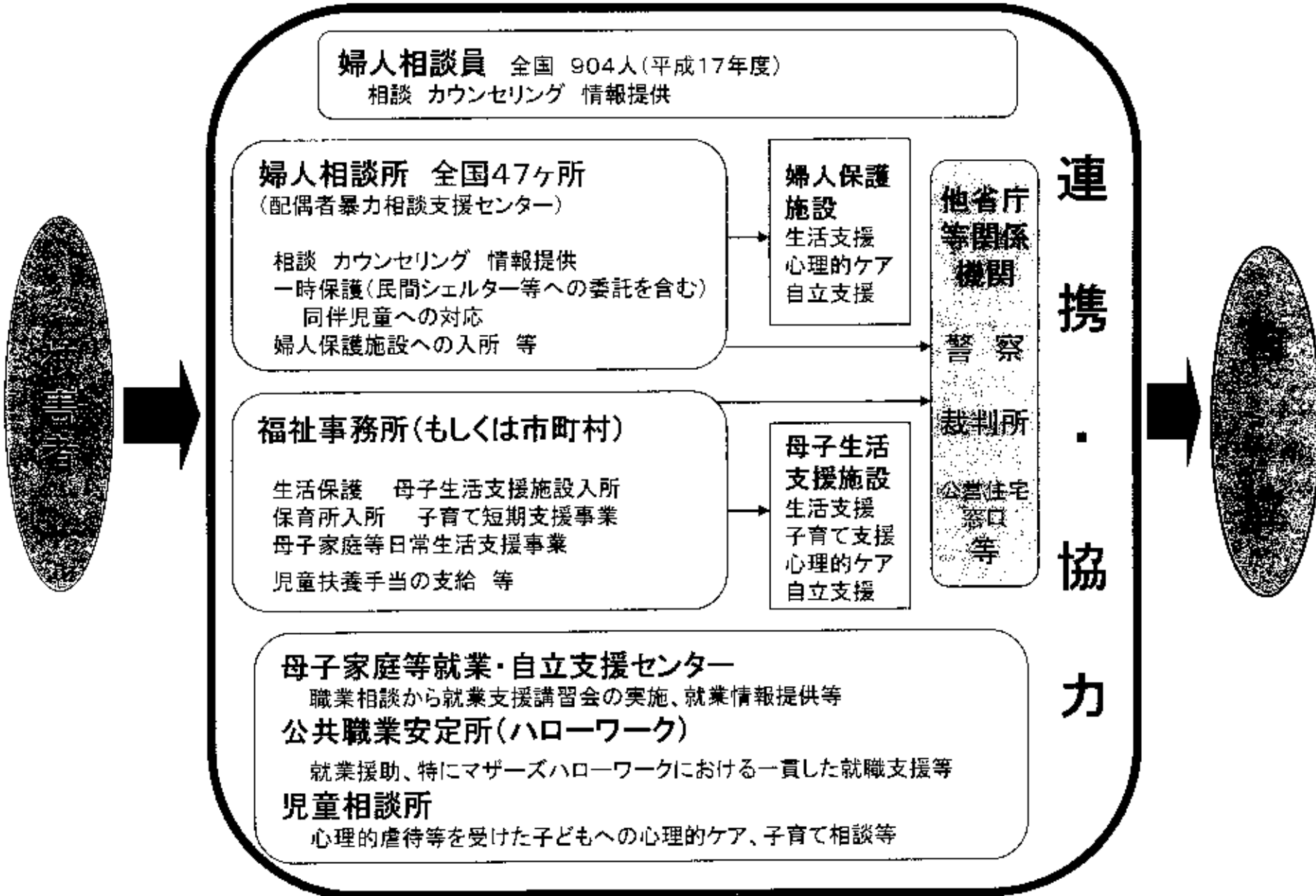
- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成17年度における一時保護委託人数は、3,073人(被害女性1,357人、同伴家族1,716人)、平均在所日数14.7日となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成18年4月1日現在で229施設。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成18年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	婦人保護施設	児童養護施設 乳児院	障害児者施設	老人関係施設	救護施設	その他	合計
か所数	83(82)	81(61)	18(18)	23(24)	9(4)	7(3)	4(4)	4(2)	229 (198)

注1) ()内は、平成17年3月1日現在

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



Ⅲ. 総合的・包括的な人身取引対策

4. 人身取引被害者の保護

(2) シェルターの提供

○ 婦人相談所等の活用

各都道府県に設置されている婦人相談所において、国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性に対し、相談・医師の診療を行うとともに、必要がある場合には、付設する一時保護所において、被害者の状況に応じ適切に保護を行う。被害者が児童である場合は、必要に応じて児童相談所と連携して適切な支援の措置を講ずる。今後とも人身取引被害者保護のために婦人相談所等の活用を図る。

○ 民間シェルター等への一時保護委託

○V被害者に対して実施する民間シェルター等への一時保護委託について、従来の実績、所在地の秘匿性等から、より適切な保護が見込まれる場合等に、その対象を人身取引被害者に拡大する。(平成17年度より予算措置)

(3) カウンセリング・相談活動等の実施

○ 人身取引被害者の支援に関する態勢の整備

人身取引被害者が法的な救済手段を利用するための情報を取得することを容易にするための態勢の充実を図る。

○ 就労可能な在留資格を有する人身取引被害者に対する職業相談等

我が国において就労可能な在留資格を有しており、支援が必要であると認められる人身取引被害者も含め、職業相談等を実施する。

○ 婦人相談所への心理療法担当職員の配置等

人身取引被害者が心理的被害を受けている場合には、婦人相談所一時保護所に配置されている心理療法担当職員を活用し、カウンセリング等による援助を行う。カウンセリング、相談等を行うに当たっては、必要に応じて通訳を確保する。また、婦人相談所に置かれた医師の診療に加え、状況に応じて、無料低額診療事業を行う医療機関を始めとする周辺の病院、利用可能な諸制度等について情報提供等の支援を行う。

(4) 交番等に駆け込んだ被害者の取扱い

○ 婦人相談所における保護

外国人女性等が人身取引被害者であると認められる場合には、警察からの要請を受け、婦人相談所において、できる限り人身取引被害者を受け入れ、また民間シェルターと連携を図り、被害者の適切な保護に努める。また、当該外国人女性等の国籍国の大使館又は領事館に状況を連絡する。

(6) 被害者の安全の確保

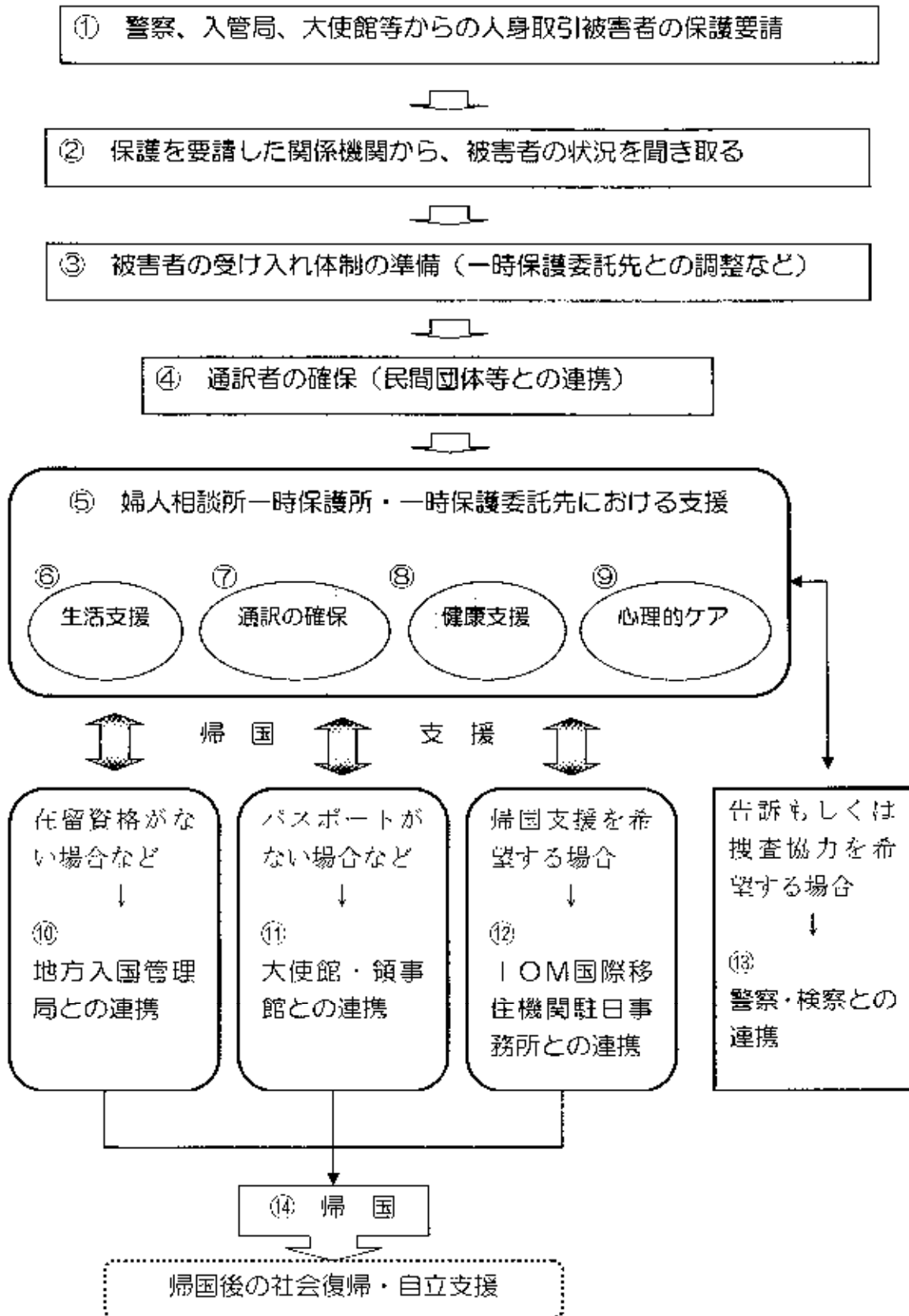
○ 婦人相談所における夜間警備の実施

婦人相談所に警備員の配置等を行い、夜間の警備体制を整備するとともに、警察署等関係機関との連携により、被害女性の安全を確保する。

(了)

人身取引被害者支援の流れと関係機関との連携について

(帰国を希望する被害者への支援を中心に)



- ① 警察署や入国管理局、大使館等から、婦人相談所に保護の要請の連絡が入った場合、第一報では保護の受け入れの可能性を確認する場合が多く、詳細な情報が得られないこともある。次の連絡の有無や、受け入れ準備に必要な情報を相手先に伝えておく。
- ② 「人身取引被害者の保護に関する関係機関からの聞き取り票」を参考に、保護を要請した機関担当者から、被害者の身分事項、人身取引の状況、被害者の状況、関係機関の関与など具体的に確認する。
- ③ 被害者の受入体制の準備にあたっては、連絡を受けた婦人相談所は必要に應じ一時保護委託先や他都道府県婦人相談所との連絡調整を行う。(事前の申し合わせが有効)
- ④ 被害者の母国語が確認できた時点で、契約している通訳者や民間団体等に通訳依頼の要請を行う。夜間等で通訳者の来所が困難な場合は、電話での通訳を依頼し、事前に被害者への質問事項や説明事項を打ち合わせておく。
- ⑤ 被害者の一時保護もしくは一時保護委託の開始にあたっては、被害者のこれまで置かれた環境や生活状況を事前に理解した上で、婦人相談所等における生活や支援の内容、関係機関から支援を受けることについて具体的に説明する。被害者の不安や疑問に対応し、被害者が安全感や安心感を持てるよう支援する。
- ⑥ 日常生活場面では、他の入所者との調整を図るとともに、被害者の出身国の習慣や文化、価値観を知り、できるかぎり尊重する。
- ⑦ 一時保護開始時、被害者の不安や希望をじっくりきく機会、帰国に向けての手続きやその進捗状況を伝える時、医療機関を受診する時には、通訳者も同席できるよう確保する。
- ⑧ 被害者に、健康上の支援を受けられることを伝え、体調について確認し、婦人相談所医師の診察や、無料低額診療事業実施医療機関の受診について説明する。同行支援には、職員とともに、通訳者も確保する。
- ⑨ 母国語でのカウンセリングを行うことが困難な場合は特に、日常生活場面において食事や居室など被害者の生活文化を尊重し、不安や不満に対して繰り返し丁寧に関わることを心がける。
- ⑩ 入国管理局との連携においては、被害者の身体的・心理的負担に最大限配慮した、手続きができるよう、連絡調整を行う。
- ⑪ 大使館や領事館との連携においては、国によって被害者への関わりが異なることに留意し、被害者がこの間の不安や不満、希望を伝えられるように連絡調整を行う。特に、旅行関係文書に関する調整は確実な情報が得られるよう、通訳者を伴うか、もしくは日本人スタッフとの連携を密にする。
- ⑫ 被害者に IOM の帰国支援・帰国後の社会復帰支援について情報提供し、希望すればただちに駐日事務所に連絡する。
- ⑬ 被害者が告訴を希望したり、捜査協力を承諾した場合、警察等の事情聴取を受けるが、その際には被害者の心理的負担や早期帰国希望等に配慮し、連携する。
- ⑭ 帰国時の空港までの移送について、関係機関と調整を行う。帰国後の、IOM の出身国スタッフや出身国政府が準備する社会復帰支援や自立支援プログラムについて、被害者に情報提供されていることが望ましい。

婦人相談所における人身取引被害者への対応

1 婦人相談所における保護の状況

- 相談等における通訳の確保
- 心理療法担当職員によるカウンセリング
- 医師による診察

○年度別保護実績

平成13年度 1人 (タイ人1人)
平成14年度 2人 (タイ人2人)
平成15年度 6人 (タイ人3人・フィリピン人3人)
平成16年度 24人 (タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人)
平成17年度 112人 (フィリピン59人・インドネシア40人・台湾6人・タイ人4人・中国2人・韓国1人)

○都道府県別保護実績

愛知県 37人	長野県 20人	秋田県 18人	千葉県 18人
東京都 13人	島根県 12人	広島県 *6人	福岡県 6人
栃木県 4人	神奈川県 4人	岐阜県 4人	徳島県 3人
茨城県・群馬県・新潟県・大阪府・鹿児島県・沖縄県 各1人			

*6人とも島根県より移管のため合計には算入せず

○平均保護日数 17.1日

合計 145人 H18.3月末現在

2 民間シェルター等への一時保護委託

○一時保護委託の実施

人身取引被害者の保護促進の新たな対応として、平成17年度より婦人相談所からの委託により、民間シェルター、婦人保護施設等において、人身取引被害者の一時保護を実施している。

平成17年4月1日～平成18年3月31日までに52人の一時保護委託を実施
内訳 母子生活支援施設16人・婦人保護施設25人
民間シェルター11人

(参考)

児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況(平成17年度)

	都道府県	相談経路	国籍	年齢	一時保護の期間	その他 被害者の状況
1	愛知県	警察 入管局	フィリピン	16	107日間 (H17.7.21~11.4)	帰国希望 H17.7.21~11.4 母子生活支援施設に 一時保護委託 IOM職員が本国までエスコート、帰国
2	愛知県	警察 入管局	フィリピン	18	32日間 (H17.8.31~H17.10.1)	帰国希望 H17.8.31~10.1 母子生活支援施設に 一時保護委託 (H17.10.1~H18.1.24までは婦人相談所 から委託し、H18.1.24に帰国) IOM職員が本国までエスコート、帰国
3	愛知県	警察 入管局	フィリピン	16	147日間 (H17.8.31~1.24)	帰国希望 H17.8.31~H18.1.24 母子生活支援施 設に一時保護委託 IOM職員が本国までエスコート、帰国
4	名古屋市	入管局	フィリピン	16	21日間 (H17.11.11~ H17.12.1)	帰国希望 H17.11.11~H17.12.1 一時保護 IOMの帰国支援を受け、入国管理局、 IOM職員が空港まで移送、帰国
5	名古屋市	入管局	フィリピン	17		
6	名古屋市	入管局	フィリピン	17	27日間 (H17.12.1~12.27)	帰国希望 H17.12.1~一時保護していたが、 H17.12.9~12.27自立援助ホームに委 託 IOMの帰国支援を受け、入国管理局が 空港まで移送、帰国